

関川村公共施設省エネ改修工事実施設計業務委託仕様書

第1 適用範囲

本仕様書は、関川村（以下、「発注者」という。）が委託事業者（以下、「受注者」という。）に委託して実施する「公共施設省エネ（高効率照明機器・高効率空調設備）改修工事実施設計業務」（以下、「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

第2 業務目的

本村においては、令和4年11月に環境省の脱炭素先行地域に選定され、民生部門における再生可能エネルギー導入及び施設の省エネ化により、脱炭素化を図ることとしている。

その計画において、公共施設における省エネによる電力量の削減目標を立て、事業者、村民の模範となるべく、率先して実行するため省エネ設備導入を図る。

また、今般のエネルギー価格高騰、電気料金の高騰は、村の財政圧迫につながる課題となっており、施設の省エネ化を行うことで、エネルギー使用量の削減を行い脱炭素施策に資する取組とすることを目的とする。

※本業務は、環境省「脱炭素先行地域づくり事業」を活用して行うものであり、環境省交付金の要件等にあった調査・設計等を実施すること。

第3 業務履行期間

契約締結日の日から令和7年1月31日とする。

第4 対象施設

調査及び設計に係る対象施設は、別紙1のとおりとする。

第5 業務内容

調査・設計業務にあたっては、別紙2の適用基準（主な代表例）を準拠すること。

1 業務実施計画書の作成

受注者は、本業務に着手する前に、実施体制、業務責任者、業務実施者、実施工程表及びその他必要な事項を記載した業務実施計画書を作成し、発注者に提出のうえ、発注者の承諾を得ること。業務実施計画書の作成にあたって、その内容について、発注者と協議を行い、発注者の承諾を得ること。受注者が計画を変更しようとする場合、その内容について発注者の承諾を得ること。

2 公共施設の高効率空調設備導入に係る実施設計業務

(1) 現地調査

ア：対象施設への事前連絡

受注者は、対象施設の施設所管室課（施設管理者）に事前連絡し、現地調査の日時を調整すること。対象施設へは早期に連絡を行い、施設の運営に支障をきたさないよう配慮すること。現地調査の時期については、別紙1を確認のう

え、日程調整を行うこと。

イ：現地調査の実施

対象施設に設置されている対象機器について、その種類、数量等を調査すること。施設の運営に支障をきたさないよう、施設管理者の指示に従うこと。

現地調査を行う際は、建設・改修年度や既存図面などから、PCBやアスベストが天井等に含有している可能性があれば報告すること。

(2) 設計条件

①従来の空調機器等に対して省CO2効果が得られるもの

②設計に当たっては、現地を十分調査すると共に、設計上必要な打ち合わせを担当職員と行うと共に、その結果を文書で提出するものとする。

(3) 空調設備台帳等の資料作成

ア：空調設備台帳の作成

現地調査結果から施設ごとに空調設備台帳を作成すること。原則として、施設単位で空調設備の種別ごとに記載することとし、全ての施設の集計結果をまとめること。空調設備の項目については、発注者と協議を行い、決定すること。

イ：空調設備配置図の作成

施設単位で高効率空調設備の設置台数・種類等が分かる配置図を作成すること。平面図等については、発注者から受注者に可能な範囲で提供するものとする。

ウ：概算事業費及び導入スケジュールの提案

調査結果を基に、施設ごとに高効率空調設備の導入に関する工事費概算書を作成し空調設備台帳に添付すること。なお、試算にあたり、環境省交付金の要件等を満たした設備を導入することとするほか、工事費及び撤去費等を含めることとする。

※ 概算事業費の算出にあたっては内訳がわかるように各種数量を積み上げること。

※ 調査から竣工までのスケジュール案を作成すること。スケジュール案は、実施・検討する内容を具体的に記載すること。

エ：CO2排出量等の削減効果の試算

調査結果を基に、高効率空調設備を導入した際のCO2排出量、電気使用量及び電気料金の削減効果を試算すること。なお、空調設備の運転時間については、受注者が作成する資料等を用いて、発注者が施設担当者に確認するものとする。

3 公共施設の照明LED化に係る実施設計業務

(1) 現地調査

ア：対象施設への事前連絡

受注者は、対象施設の施設所管室課（施設管理者）に事前連絡し、現地調査の日時を調整すること。対象施設へは早期に連絡を行い、施設の運営に支障をきたさないよう配慮すること。現地調査の時期については、別紙1を確認のうえ、日程調整を行うこと。

イ：現地調査の実施

対象施設に設置されている対象器具について、調査票（別紙3）を用いてその種類、数量等を調査すること。施設の運営に支障をきたさないよう、施設管理者の指示に従うこと。

現地調査を行う際は、建設・改修年度や既存図面などから、PCBやアスベストが既存照明器具や天井等に含有している可能性があれば報告すること。

(2) 設計条件

- ①調光制御機能を有するLEDに更新するものとする。（ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設のLED照明、再エネ一体型屋外LED照明の場合はこの限りではない。）
- ②設計に当たっては、現地を十分調査すると共に、設計上必要な打ち合わせを担当職員と行うと共に、その結果を文書で提出するものとする。

(3) 照明器具台帳等の資料作成

ア：照明器具台帳の作成

調査票（別紙3）を参考に、現地調査結果から施設ごとに照明器具台帳を作成すること。原則として、部屋単位で照明種別ごとの照明の数量を記載することとし、全ての施設の集計結果をまとめること。

イ：照明器具配置図の作成

部屋単位で照明器具の設置台数・種類等が分かる照明器具配置図を作成すること。また、BCP対策の必要性から予め発注者が指定している蓄電池内蔵型LEDについては、別紙4に設置場所及び設置個数を記載してあるので、他の照明装置と併せて照明器具配置図に含めること。平面図等については、発注者から受注者に可能な範囲で提供するものとする。

ウ：概算事業費及び導入スケジュールの提案

調査結果を基に、LED照明装置導入に関する工事費概算書を作成し、照明器具台帳に添付すること。なお、試算にあたり、環境省交付金の要件等を満たした器具を導入することとするほか、工事費及び撤去費等を含めることとする。

※ 概算事業費の算出にあたっては内訳がわかるように各種数量を積み上げること。

※ 調査から竣工までのスケジュール案を作成すること。スケジュール案は、実施・検討する内容を具体的に記載すること。

エ：CO2排出量等の削減効果の試算

調査結果を基に、LED照明を導入した際のCO2排出量、電気使用量及び電気料

金の削減効果を試算すること。なお、照明器具の点灯時間については、受注者が作成する資料等を用いて、発注者が施設担当者に確認するものとする。

4 打ち合わせ・協議および報告書の作成

打ち合わせ・協議は、初回、納入時のほか、必要に応じて適宜実施する。打ち合わせ・協議の内容は、打ち合わせ記録簿として受注者がとりまとめ、発注者及び受注者が確認のうえ、双方が保管するものとする。また、調査結果を報告書として取りまとめる。

第6 資料等の貸与

発注者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受注者に貸与するものとする。受注者は発注者の指示に従い、借用書を発注者に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を発注者に返却しなければならない。

第7 成果品の作成及び提出

業務完了後、以下の成果品を提出すること。なお、本業務の成果品については、発注者の検査を受けた後、納品するものとする。

- 1 空調設備台帳・空調設備配置図 2部
- 2 照明器具台帳・照明器具配置図 2部
- 3 基本設計業務（第5の2、3）成果物 別紙5の成果物一覧表のとおり
- 4 打ち合わせ記録
- 5 上記を収めた電子データCD-RまたはDVD-R 2枚

第8 成果品の納品場所

新潟県岩船郡関川村大字下関18番地52
関川村 脱炭素推進センター

第9 著作権

本業務により作成された成果物の著作権については、契約の中で別途受注者から発注者へ譲渡する旨を定めるものとする。

第10 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 関川村財務規則の趣旨にのっとり、契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - (1) 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条

に規定する賃金をいう。以下同じ。)の支払を行うこと。

- (2) 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - (3) 厚生年金法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用されるものを含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - (4) 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - (5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

以上